

令和7年度 第3回新潟市国民健康保険運営協議会

次 第

日 時 令和8年1月15日(木)

午後1時30分から

場 所 市役所本館6階 講堂

1 開 会

2 議 題

- ・令和8年度国民健康保険料率の検討について
- ・答申案の検討

3 閉 会

令和 8 年度 国民健康保険料率の検討について

1 国民健康保険事業費納付金の令和 8 年度本算定額

(1) 令和 8 年度納付金仮算定額との比較

(単位：千円)

					合計
	医療分	後期支援分	介護分	子ども・子育て支援分	
R 8 仮算定	10,032,466	4,156,858	1,448,905	373,685	16,011,914
R 8 本算定	10,652,650	4,229,027	1,296,918	408,391	16,586,986
増減	620,184	72,169	△ 151,987	34,706	575,072

- 仮算定時の納付金額と比べ、本算定における納付金額は約 5.8 億円増加した。

- ・ 医療分は、令和 8 年度診療報酬改定を見込んで算出した結果増加となった。
- ・ 後期支援分、介護分、子ども子育て支援分は、国から県へ示される係数に基づき算出した結果、後期支援分と子ども子育て支援分は増加、介護分は減少となった。

(2) 令和 7 年度納付金本算定額との比較

(単位：千円)

					合計
	医療分	後期支援分	介護分	子ども・子育て支援分	
R 7 本算定	11,287,927	4,306,115	1,360,561	0	16,954,603
R 8 本算定	10,652,650	4,229,027	1,296,918	408,391	16,586,986
増減	△ 635,277	△ 77,088	△ 63,643	408,391	△ 367,617

- 令和 7 年度本算定時の納付金額と比べ、令和 8 年度本算定は約 3.6 億円減少した。

- ・ 医療分は、被保険者数の減少に伴い医療費が減少している影響を受け、減少した。
- ・ 後期支援分は、後期高齢者医療保険制度に係る必要総額の減少により、減少した。
- ・ 介護分は、介護保険制度に係る必要総額の減少により、減少した。
- ・ 子ども子育て支援分は、新設により純増。

2 子ども・子育て支援分 市町村標準保険料率

新潟県が示す本算定結果通知に基づく、子ども・子育て支援分の市町村保険料率。

(単位：円)

【例】65歳以上75歳未満 夫婦2人世帯
 [年金収入] 夫 190万円 妻 160万円
 ※ 均等割5割軽減対象世帯
 [年額] 約2,800円 [月額] 約230円

年度	医療分	後期支援分	介護分	子ども・子育て支援分
所得割	7.6%	3.1%	2.5%	0.27%
均等割	17,700	7,200	14,100	1,688
平等割	22,200	9,000	-	-

※子ども・子育て支援分以外は令和7年度の保険料率

3 本算定に基づく令和8年度 収支見込み

(単位：千円)

年度	R 8 (仮算定)	R 8 (本算定)	増減 (本-仮)
歳入	67,511,582	68,211,841	700,259
歳出	66,758,197	67,580,174	821,977
単年度収支	753,385	631,667	△ 121,718

※ 令和8年度の被保険者数、所得等を再度見込み、現行の保険料率から算出した収支見込額

●本算定による納付金の増加分、令和8年度の保険料収入等を再度見込んだ結果、約6.3億円の黒字となる見込み。⇒仮算定から約1.2億円の黒字額の減

4 収支状況と財政調整基金残高 ※令和7年12月末時点に更新

(1) 令和6・7年度収支状況

(単位：千円)

・ 令和6年度は、基金取崩は行わず基金運用収入を積み立て、収支は約4.3億円の黒字となったが、単年度収支では約3千200万円の赤字となった。

・ 令和7年度は、約4.4億円の基金取崩を行う当初予算としていたが、被保険者の基準総所得上昇に伴い保険料収入の増加が見込まれるため、取崩は不要となる見込み。

・ 単年度収支において、約1.6億円の黒字が見込まれる。

年度	R 6 (決算)	R 7 (12月末)
①歳入	69,886,328	69,014,558
①a うち、基金取り崩し	0	-442,514 0
①b うち、前年度繰越金	462,695	429,531
②歳出	69,456,797	68,422,043
②a うち、基金積み立て	930	3,305
③収支 (①-②)	429,531	592,515
④単年度収支(①-①ab)-(②-②a)	△ 32,234	166,289

(2) 国民健康保険事業財政調整基金の保有額

(単位：億円)

・ 令和6年度末残高は約31.8億円。
 ・ 令和7年度は、単年度収支において黒字が見込まれることから、基金残高は令和6年度末と同額の約31.8億円となる見込み。

年度	R 4 年度末	R 5 年度末	R 6 年度末	R 7 (12月末)	
				取崩	年度末計
保有額	31.5	31.8	31.8	0	31.8

5 財政調整基金保有額の目安と残高の見通し

(1) 新潟市国民健康保険事業財政調整基金保有額の目安

基金の保有額は、明確なルール（法律や条例など）はなく、保有額は、過去、国からの通知で示されていた目安（保険給付費の5%相当）を参考にしている。

なお、直近の通知では、目安額に関する記述はないが、「保険者の規模等に応じて安定的かつ十分な基金を積み立てられたい。」とされている。

◆ 保険給付費の過去3か年平均の5%相当額

令和4年度	515億円	} (3か年平均) 509億円 × 5% ÷ 25.4億円
令和5年度	511億円	
令和6年度	500億円	

※令和7年度末残高見込み **約31.8億円**

✓ **約6.4億円の超過**

(2) 新潟市国民健康保険事業会計と基金残高の現状

項目	金額	状況
財政調整基金残高	約31.8億円	令和7年度末見込み
基金基準残高（目安）	約25.4億円	約6.4億円の超過
R6以前からの累積黒字 約4.3億円	} 約2.7億円	基金への積立が可能 ※累積黒字額約4.2億円のうち、 R6国県補助金の精算返還分約1.5億円を減額
R7単年度収支見込		約1.6億円（黒字）

- ・基金残高は、過去の国通知による基準額を約6.4億円超過している。
- ・令和6年度以前からの累積黒字約2.7億円は、基金への積立が可能。
- ・令和7年度単年度収支見込では約1.6億円黒字を見込み、基金への積立が可能。

✓ **令和7年12月末時点において、新潟市国保会計および基金残高は安定している。**

(3) 新潟県国民健康保険財政安定化基金

平成30年度県単位化以降、県も市と共に国保の保険者となったことから、新潟県も財政安定化基金を保有し、災害時など保険料収入が著しく減収した市町村への交付、保険料収納額の財源不足に対する市町村への貸し付け、当該年度における県及び市町村の1人当たりの納付金が前年度から増加することが見込まれる場合に取り崩し活用可能。

◆ 令和7年3月末時点残高 **約53.4億円**

✓ **新潟県は基金を活用し、市町村から徴収する納付金額算定の際に急激な増加を抑制する。**

(4) 新潟県保険料水準統一の影響

新潟県では、国の方針に基づき、各市町村の医療費水準を調整しない「納付金ベースの統一」を令和12年度に設定している。（完全統一年度は遅くとも令和18年度）

◆ 新潟市は他の市町村と比べ医療費水準が高いため、医療費水準の調整により納付金は割高。

✓ **令和12年度以降「納付金ベースの統一」により、納付金額が下がる可能性がある。**

(5) 令和9年度以降の基金残高の見通し

令和9年度～11年度（納付金の統一年度前）の3年間連続で収支見込赤字を想定した場合。

- ・想定赤字額：毎年 約5億円（令和7年度当初赤字見込み額 約4.5億円）
- ・3年間の累積赤字額：約5億円 × 3年 ÷ 約15億円

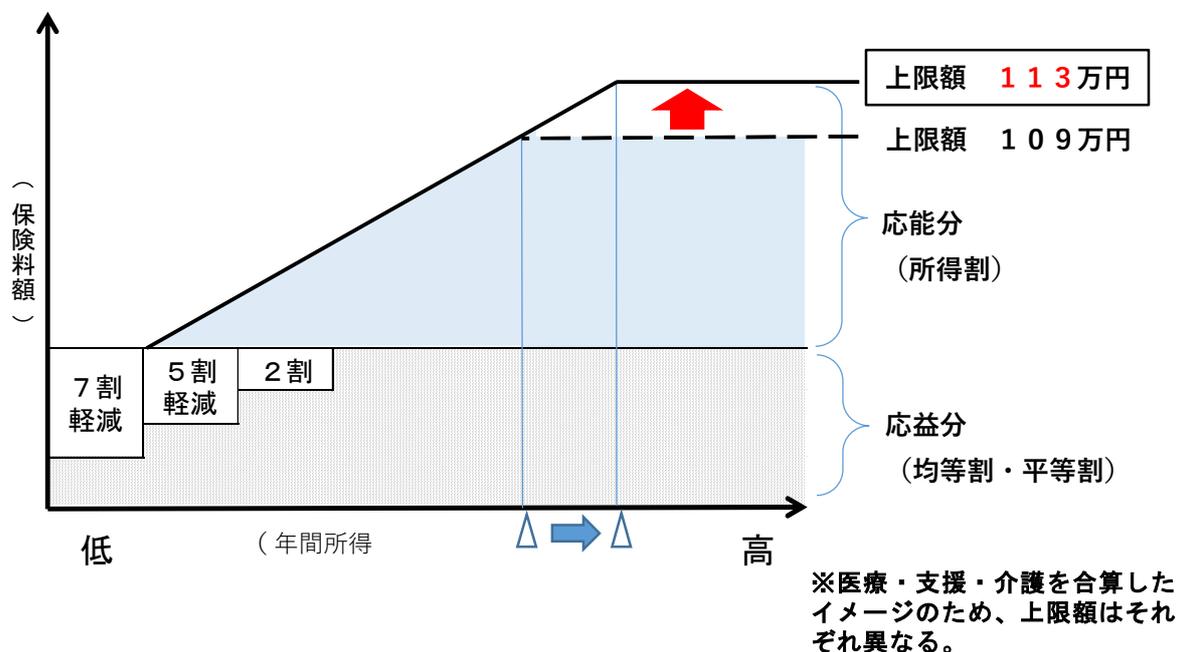
- ✓ **新潟県財政安定化基金の活用により、納付金の大幅な増加は抑制される。**
- ✓ **令和6・7年度の累積黒字見込額 約4.3億円が活用可能 → 残り約10.7億円不足**
- ✓ **基金残高 約31.8億円 - 約10.7億円 ÷ 21.1億円 → 参考目安額に近い残高が残る**
- ✓ **令和11年度までは基金を活用した財政運営が可能。**

賦課限度額の改定について

1 賦課限度額とは

- ・ 賦課限度額＝1年間に負担する国民健康保険料の上限額
(被保険者の納付意欲に与える影響や制度の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしている。)
- ・ 国が政令(国民健康保険法施行令)で額を規定し、その範囲内の額を市町村が条例で定める

2 賦課限度額改定による影響のイメージ図



3 改定内容

改定年度	賦課限度額				合計
	医療分	後期支援分	介護分	子ども・子育て分	
R 3	63万円	19万円	17万円	/	99万円
R 4	65万円	20万円			102万円
R 5		22万円			104万円
R 6		24万円			106万円
R 7		26万円			109万円
R 8	67万円 (+1万円)	26万円 (±0万円)	17万円 (±0万円)	3万円 (+3万円)	113万円 (+4万円)

高齢化や医療の高度化等に伴う医療費や後期高齢者支援金の増高が見込まれるため、高所得層に負担を求め、中間所得層の負担上昇を抑制する目的で、国は、国民健康保険料のうち、医療分の上限を1万円引き上げ、子ども子育て支援分は3万円を新設する改定内容を示した。

4 本市の対応

- ・本市はこれまで、国の基準に沿って、賦課限度額を同額に引き上げてきた。

<他都市の状況>

- ・県内市町村（30市町村）は、すべて国基準どおりとしている。
- ・政令市（20市）では、18市が国基準どおりとし、2市が1年遅れで国基準どおりとしている。

5 賦課限度額改定による影響額・世帯

- ・賦課限度額改定（引上げ）による本市の収支影響額は、約1,200万円の増加
- ・上限超過世帯は、約1,350世帯（令和7年度は約1,320世帯）

【影響を受ける世帯所得例（医療分）】

世帯構成	賦課限度額に到達する年間所得（世帯所得）	
	改定前	改定後
単身世帯 （1人）	約859万円 （給与収入約1,054万円）	約872万円 （給与収入約1,067万円）
夫婦 （2人）	約836万円 （給与収入約1,031万円）	約849万円 （給与収入約1,044万円）
夫婦+子2人 （4人）	約790万円 （給与収入約985万円）	約803万円 （給与収入約998万円）

※ 単身世帯＝40～64歳 夫婦＝2人とも40～64歳 子＝無収入

※ 65歳以上は、国保料の介護分が介護保険料に移行するため省略

諮問事項に対する主な意見

(第2回国民健康保険運営協議会審議において)

- 1 開催日 令和7年12月25日(木) 13:30~14:40
- 2 諮問事項
 - ・適正な国民保険料率のあり方について
 - ・保険料賦課限度額について
- 3 資料内容
 - ・令和8年度の収支(仮算定納付金段階)は7.5億円の黒字見込み
 - ・令和6年度末基金保有額は約31.8億円。
 - ・約7.5億円の黒字見込みであるが、1月の本算定納付金により変動する可能性がある。
 - ・診療報酬改定による医療分納付金の増加、介護報酬改定などによる介護保険制度への納付金の増加、75歳以上人口の増加および診療報酬改定による後期高齢者医療制度への支援金が増加することが考えられる。
- 4 料率に関する主な意見 ※いずれの意見も仮算定納付金段階の収支見込みを受けた意見
 - ・基準総所得が増加傾向であること、令和7年度は基金の取り崩しが不要となる見込みであること、令和12年度納付金ベースの統一により、納付金の減額が見込まれることから、引下げが望ましい。
 - ・被保険者の生活が厳しい状況は続いている。令和7年度の基金取り崩しが不要の見込みであること、数年間取り崩しを行っておらず残高もある。
 - ・引下げの要因があるならば引下げるべき。
 - ・子ども子育て支援金の動きが見えない。賃上げが進んでいない。価格転嫁も進んでいないため、据え置きとしたい。
 - ・子ども子育て支援分の納付金財源が不足した場合を考慮し、黒字額を全額引き下げとせず、一部は積み立てるべき。
- 5 子ども子育て支援分に関する主な意見
 - ・新潟県の標準保険料利率をもとに設定すべき。
- 6 賦課限度額に関する主な意見
 - ・賦課限度額を引き上げる国の基準どおりでよい。

答申書（案）

新潟市国民健康保険料率の検討について（答申）

1 はじめに

新潟市国民健康保険運営協議会は、令和7年12月25日に市長から諮問を受けた新潟市国民健康保険料率の検討について、慎重な審議を行った。

2 審議結果

（1）適正な国民健康保険料率のあり方について

令和8年度における新潟県に納付すべき国民健康保険事業費納付金が前年度に比べ減少したことに加え、被保険者の所得上昇が見込まれることから、令和8年度の本市国民健康保険事業会計の単年度収支は、支出額に対し約6.3億円の収入超過が見込まれるところである。

現在の新潟市国民健康保険事業財政調整基金残高は十分に確保されていることから、この収入超過相当分については、被保険者の負担軽減として活用することが適切であり、保険料率を引き下げることが望ましいと考える。

なお、保険料率の改定にあたっては、低所得者層に配慮し、慎重に検討すること。

また、令和8年度から新たに導入される子ども・子育て支援分の保険料率については新潟県が示す市町村標準保険料率をもとに適切な料率を設定すべきと考える。

（2）保険料賦課限度額について

国の改正と同様に、基礎賦課分の保険料賦課限度額を66万円から67万円に引き上げること、子ども・子育て支援分の保険料賦課限度額を3万円とすることが妥当と考える。

3 附帯意見

今後も引き続き、保険料収納率の向上による歳入の確保に努めるとともに、医療費の適正化に向け、特定健診など、加入者の健康づくりに取組まれたい。